

## 安来市製造業生産プロセス変革・販路拡大緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 三菱マヒンドラ農機株式会社の事業撤退により影響を受ける市内製造事業者の新規事業展開又は販路拡大を支援し、競争力強化を図るため、安来市製造業生産プロセス変革・販路拡大緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付等に関しては、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、市内に主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者のうち、製造事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 市税（市外に居住する個人又は市外に主たる事業所を置く中小企業者である場合は、当該居住地又は事業所所在地の市区町村税）その他の公租公課を滞納している者
- (2) 申請者本人（中小企業者にあつては、その役員又は事業の構成者を含む。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の関係者である者
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度において、既に補助金の交付を受けた者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(補助対象、補助金の額等)

第3条 補助金の事業区分、交付の対象である事業の内容、対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、製造業生産プロセス変革・販路拡大緊急支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に、市税その他の公租公課に滞納がないことが分かる証明書及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 生産プロセス変革支援事業 次に掲げる書類

ア 令和8年3月25日から島根県が実施する、ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業（エネルギー価格・物価高騰対策分）補助金（以下「県補助金」という。）の交付額確定通知書の写し

イ 県補助金助成に係る事業計画書、実績報告書及び収支決算書の写し

(2) 営業代行等を活用した販路拡大支援事業 次に掲げる書類

ア 令和8年4月7日から公益財団法人しまね産業振興財団が実施する、営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金（以下「財団営業代行助成金」という。）の交付額確定通知書の写し

イ 財団営業代行助成金助成に係る事業計画書、実績報告書及び収支決算書の写し

(3) 専門展示会出展支援事業 次に掲げる書類

ア 令和8年4月10日から公益財団法人しまね産業振興財団が実施する、専門展示会出展助成金（以下「財団展示会助成金」という。）の交付額確定通知書の写し

イ 財団展示会助成金助成に係る事業計画書、実績報告書及び収支決算書の写し

2 前項に規定する申請書兼請求書の提出があったときは、規則第11条の規定による実績報告があったものとみなす。

（現地調査）

第5条 市長は、補助事業の実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、市職員による現地調査を実施するものとし、補助事業者はこれを拒んではならない。

（交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金交付を決定し、補助金の額を確定したときは、規則第7条及び規則第12条の規定に基づき、当該補助事業者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第7条 補助事業者は、当該事業によって取得した価格が1件につき50万円以上の事業用備品等を補助金の目的に反して使用し、処分し、譲渡し、交換し、又は担保に供するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該事業用備品等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵

省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により財産を処分した場合であつて、補助事業者に収入があるときは、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(書類の保存)

第8条 補助事業者は、補助金の収支状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月25日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第3条関係)

| 事業区分           | 交付の対象である事業の内容                                                                                            | 対象経費                                                       | 補助金の額                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 生産プロセス変革支援事業 | 県補助金の交付確定を受けた取組。ただし、直近決算期において、三菱マヒンドラ農機株式会社又はリョーノファクトリー株式会社と直接又は間接的に売上全体の5%以上の取引を有すると島根県に認められた事業者の取組に限る。 | 県補助金の補助対象経費のうち、生産プロセスの変革・拡大又は新規事業の構築のために市内の事業所で実施したものに係る経費 | 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。<br>(1) 補助対象経費が4,000万円以下の場合 補助対象経費の100分の15以内の額。ただし、その額が600万円を超えるときは、600万円を限度とする。<br>(2) 補助対象経費が4,000万円を超える場合 補助対象経費の10分の9の額から県補助金の交付確定額及びこの補助金と同様の趣旨の他の補助金等の額を差し引いた額と、3,000万円を比較して少ない方の額以内の額 |